

平成31年4月17日

綱紀審査申出人 吉田 益夫 殿

日本弁護士連合会  
会長 菊地 裕太郎



綱紀審査の申出に対する決定について（通知）

下記の綱紀審査申出人からの綱紀審査の申出につき、当連合会は、綱紀審査会の議決に基づき棄却する決定をしたので、弁護士法第64条の7第2項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第31条第2項の規定により、この旨決定書の謄本を添えて通知します。

記

事 案 番 号 : 平成30年(コシ)第258号

綱紀審査申出人 : 吉田 益夫

対象弁護士等 : 豊田 泰史 (登録番号: 19208)

# 決 定 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
網紀審査申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル11階  
あすか綜合法律事務所  
対象弁護士 豊 田 泰 史  
和歌山弁護士会所属  
(登録番号 19208)

網紀審査申出人の申出に係る対象弁護士についての平成30年(コシ)第258号網紀審査申出事案について、日本弁護士連合会は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件網紀審査の申出を棄却する。

## 理 由

本件網紀審査の申出について、網紀審査会が別紙のとおり議決したので、弁護士法第64条の4第5項及び網紀審査会及び網紀審査手続に関する規程第30条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成31年4月11日

日本弁護士連合会

会 長 菊 地 裕 太 郎





平成30年（コシ）第258号  
（日本弁護士連合会平成30年綱第239号）  
（和歌山弁護士会平成28年（綱）第16号）

## 議 決 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
綱紀審査申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル11階  
あすか綜合法律事務所  
対象弁護士 豊 田 泰 史  
和歌山弁護士会所属  
（登録番号 19208）

### 主 文

本件は、和歌山弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかった。

### 理 由

懲戒の請求の理由及び対象弁護士の陳述等の要旨は、いずれも和歌山弁護士会綱紀委員会の議決書に記載されているとおりである。

和歌山弁護士会綱紀委員会は、同委員会の議決書に記載されているとおり、対象弁護士につき懲戒の事由がないと認め、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をした。同弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をした。

そして、日本弁護士連合会綱紀委員会第1部会は、和歌山弁護士会綱紀委員会の議決書の認定と判断に誤りはなく、異議の申出を理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をした。同連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を棄却する決定をした。

ところで、本件綱紀審査の申出の理由は、要するに、前記の認定及び判断は誤りであり、和歌山弁護士会及び日本弁護士連合会の決定に不服があるということである。

綱紀審査の結果、和歌山弁護士会綱紀委員会及び日本弁護士連合会綱紀委員会第



1 部会の認定及び判断に誤りはなく、同弁護士会及び同連合会の決定は相当である。  
本件綱紀審査の申出は、理由がない。

よって、弁護士法第64条の4第5項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する  
規程第28条第1項の規定により、主文のとおり議決する。

平成31年4月9日

綱紀審査会委員長

佐伯 仁志



これは決定書の謄本である。

平成31年4月12日

日本弁護士連合会  
事務総長 菰 田



平成31年4月17日

綱紀審査申出人 吉田 益夫 殿

日本弁護士連合会  
会長 菊地 裕太郎



綱紀審査の申出に対する決定について（通知）

下記の綱紀審査申出人からの綱紀審査の申出につき、当連合会は、綱紀審査会の議決に基づき棄却する決定をしたので、弁護士法第64条の7第2項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第31条第2項の規定により、この旨決定書の謄本を添えて通知します。

記

事案番号：平成30年（コシ）第259号

綱紀審査申出人：吉田 益夫

対象弁護士等：太田 達也（登録番号：40513）

# 決 定 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
綱紀審査申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市南材木丁2-38  
ふたば法律事務所  
対象弁護士 太 田 達 也  
和歌山弁護士会所属  
(登録番号 40513)

綱紀審査申出人の申出に係る対象弁護士についての平成30年（コシ）第259号綱紀審査申出事案について、日本弁護士連合会は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件綱紀審査の申出を棄却する。

## 理 由

本件綱紀審査の申出について、綱紀審査会が別紙のとおり議決したので、弁護士法第64条の4第5項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第30条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成31年4月11日

日本弁護士連合会

会 長

菊 地

裕太郎





平成30年(コシ)第259号  
(日本弁護士連合会平成30年網第240号)  
(和歌山弁護士会平成28年(網)第17号)

## 議 決 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
網紀審査申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市南材木丁2-38  
ふたば法律事務所  
対象弁護士 太 田 達 也  
和歌山弁護士会所属  
(登録番号 40513)

### 主 文

本件は、和歌山弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかった。

### 理 由

懲戒の請求の理由及び対象弁護士の陳述等の要旨は、いずれも和歌山弁護士会網紀委員会の議決書に記載されているとおりである。

和歌山弁護士会網紀委員会は、同委員会の議決書に記載されているとおり、対象弁護士につき懲戒の事由がないと認め、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をした。同弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をした。

そして、日本弁護士連合会網紀委員会第1部会は、和歌山弁護士会網紀委員会の議決書の認定と判断に誤りはなく、異議の申出を理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をした。同連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を棄却する決定をした。

ところで、本件網紀審査の申出の理由は、要するに、前記の認定及び判断は誤りであり、和歌山弁護士会及び日本弁護士連合会の決定に不服があるということである。

網紀審査の結果、和歌山弁護士会網紀委員会及び日本弁護士連合会網紀委員会第





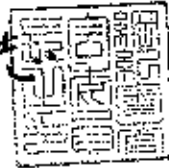
1 部会の認定及び判断に誤りはなく、同弁護士会及び同連合会の決定は相当である。  
本件綱紀審査の申出は、理由がない。

よって、弁護士法第64条の4第5項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する  
規程第28条第1項の規定により、主文のとおり議決する。

平成31年4月9日

綱紀審査会委員長

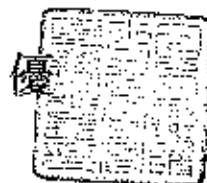
佐伯 仁志



これは決定書の謄本である。

平成31年4月12日

日本弁護士連合会  
事務総長 菰田



平成31年4月17日

綱紀審査申出人 吉田 益夫 殿

日本弁護士連合会  
会長 菊地 裕太郎



綱紀審査の申出に対する決定について（通知）

下記の綱紀審査申出人からの綱紀審査の申出につき、当連合会は、綱紀審査会の議決に基づき棄却する決定をしたので、弁護士法第64条の7第2項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第31条第2項の規定により、この旨決定書の謄本を添えて通知します。

記

事 案 番 号 : 平成30年(コシ)第260号

綱紀審査申出人 : 吉田 益夫

対象弁護士等 : 重藤 雅之 (登録番号: 45614)

# 決 定 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
網紀審査申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル11階  
あすか綜合法律事務所  
対象弁護士 重 藤 雅 之  
和歌山弁護士会所属  
(登録番号 45614)

網紀審査申出人の申出に係る対象弁護士についての平成30年（コシ）第260号網紀審査申出事案について、日本弁護士連合会は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件網紀審査の申出を棄却する。

## 理 由

本件網紀審査の申出について、網紀審査会が別紙のとおり議決したので、弁護士法第64条の4第5項及び網紀審査会及び網紀審査手続に関する規程第30条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成31年4月11日

日本弁護士連合会

会 長 菊 地 裕 太 郎





平成30年(コシ)第260号  
(日本弁護士連合会平成30年網第241号)  
(和歌山弁護士会平成28年(網)第18号)

## 議 決 書

和歌山県和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201  
網紀審査申出人 吉 田 益 夫

和歌山県和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル11階  
あすか綜合法律事務所  
対象弁護士 重 藤 雅 之  
和歌山弁護士会所属  
(登録番号 45614)

### 主 文

本件は、和歌山弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決が得られなかった。

### 理 由

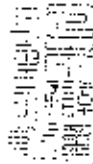
懲戒の請求の理由及び対象弁護士の陳述等の要旨は、いずれも和歌山弁護士会網紀委員会の議決書に記載されているとおりである。

和歌山弁護士会網紀委員会は、同委員会の議決書に記載されているとおり、対象弁護士につき懲戒の事由がないと認め、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をした。同弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をした。

そして、日本弁護士連合会網紀委員会第I部会は、和歌山弁護士会網紀委員会の議決書の認定と判断に誤りはなく、異議の申出を理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をした。同連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を棄却する決定をした。

ところで、本件網紀審査の申出の理由は、要するに、前記の認定及び判断は誤りであり、和歌山弁護士会及び日本弁護士連合会の決定に不服があるということである。

網紀審査の結果、和歌山弁護士会網紀委員会及び日本弁護士連合会網紀委員会第



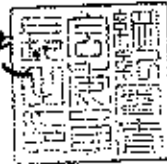
1 部会の認定及び判断に誤りはなく、同弁護士会及び同連合会の決定は相当である。  
本件綱紀審査の申出は、理由がない。

よって、弁護士法第64条の4第5項及び綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する  
規程第28条第1項の規定により、主文のとおり議決する。

平成31年4月9日

綱紀審査会委員長

佐伯 仁志



これは決定書の謄本である。

平成31年4月12日

日本弁護士連合会  
事務総長 菰田

